

大分県と国立大学法人大分大学との連携に関する協定書

大分県と国立大学法人大分大学（以下「大分大学」という。）は、個性豊かで活力ある地域社会の形成及び地域における諸課題の解決を図り地域の振興に貢献することを目的として、この協定書を締結する。

（連携事項）

第1 両者は、次の項目について連携を推進する。

- 一 生涯学習・教育・文化
- 二 健康・医療・福祉
- 三 自然・環境
- 四 産業・情報・科学技術

（連携の方法）

第2 連携の形式及び連携による成果の利用方法等については、各々の課題に応じて両者間で協議する。なお、この連携協定が効果あるものとなるよう、別に定める両者の実務責任者による定期的な協議の場を設ける。

（効力の発生）

第3 本協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者のいずれからも異議申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新されるものとする。

(その他)

第4 この協定書に定めのない事項については、大分県と大分大学が協議の上、決定するものとする。

本協定書は2通作成し、いずれも正文とする。

平成17年8月8日

大分県知事

国立大学法人 大分大学長